

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 12 日現在

機関番号：17201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730355

研究課題名(和文) 企業関係者間の利益分配問題に関する実証研究(日米英の比較)

研究課題名(英文) Empirical Analysis about the distribution of gains between stockholders and stakeholders

研究代表者

三好 祐輔 (Miyoshi, Yusuke)

佐賀大学・経済学部・准教授

研究者番号：80372598

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円、(間接経費) 780,000円

研究成果の概要(和文)： 司法に国民の意思を反映させるという理念の下に、司法制度の改革が行われた。急激な弁護士数の増加や弁護士報酬の改定が訴訟にもたらした影響は、民事訴訟の件数の増加や弁護士利用率の増加につながっている。

本研究によれば、これまで弁護士は、潜在的な需要があるのにも関わらず積極的に需要を掘り起こそうとはしなかった。だが、近年の弁護士数の増加により、簡易裁判で扱う訴訟について弁護士が関与するようになり誘発需要を喚起していることがわかった。

研究成果の概要(英文)： This research project suggests that attorneys did not actively exploit demand despite the existence of potential demand. The recent increase in the number of attorneys, however, has engendered the involvement of attorneys in lawsuits handled in summary proceedings and encouraged induced demand.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学

キーワード：民事訴訟 司法制度改革 リスク回避度 情報の非対称性 契約理論 誘発需要 弁護士

1. 研究開始当初の背景

近年のわが国において、配当決定権限について取締役会への委譲がより広く認められるようになるなど、利益の分配面の規制緩和が行われた。その結果、新会社法の施行により少数派株主の締め出しや債権者の利益を害することが容易となったことが問題となり、批判が強まっている。その一方で、提訴手数料が一律低減化したことにより、株主代表訴訟が活性化したものの、株主の利益とも乖離した訴訟が弁護士により提起されやすくなり、訴訟件数の急増と提訴請求金額の高額化といった新たな問題が浮上するようになった。だが、司法制度改革の政策や近時の規制緩和の議論には、判例分析を含め実証的な裏付けが未だ十分にされていないのが現状である。

訴訟制度の存在意義とは、訴訟による紛争解決の途を開き、司法救済が与えられていなかった部分に手を差し伸べ、司法の本来の意義を回復することにある。また、紛争当事者にとって解決手段の選択肢が増えることは望ましい。さらに、国民に対し、法的権利または義務の意識を促すという効果を期待できる。たとえば、企業の取締役が善管注意義務や忠実義務など株主への責任を果たすことを意識させる効果を生む。

しかし、何かトラブルがあれば、すぐに訴訟に訴えるというような人間関係は、「和をもって貴しとする」日本社会には合わないことは「日本人の法意識」で指摘されている。さらに、訴訟がより容易に活用することで、諸外国で見られるように、訴訟解決に見合わない紛争にまで訴訟という手段がとられるおそれがある。米国では、弁護士による必要のない過剰な法的サービスを提供するといった事例が報告されている。

たとえば、企業から巨額の和解金を引き出し、億単位の報酬を手にする過剰な消費者によるクラスアクション(集団訴訟)は、企業の競争力の妨げになる。そして、一部の代表者や弁護士に特別な報酬を支払う代わりに、集団訴訟に対する賠償金は少額にとどめるといった内容の和解が成立することになれば、集団構成員の利益を犠牲にし、本来の趣旨に反することになるとした見方が強い。また、訴訟は両当事者に負担を強いることになり、司法資源の利用という意味で社会的コストも発生し、社会的には訴訟活用が望ましくないケースでも、原告には正の利得が期待できることから、訴訟を活用してしまうケースが頻発しうる。

こうした日本人の訴訟に対する消極的態度について、弁護士費用、法律扶助などの訴訟制度の要因から説明を試みた研究がこれまでにいくつかある。たとえば、Haley [1978]は、日本で訴訟利用が少ないのは、裁判所の負担過剰による訴訟遅延問題・裁判にかかる費用や弁護士不足による要因が法的サービスへのアクセスを阻害するから

であり、その結果、裁判の有効利用ができていない。したがって、日本人の訴訟嫌いという説明は神話に過ぎないと指摘している。

一方、Ramseyer [1989]は交通事故に焦点を当て、日本の訴訟に代わる代替的紛争解決手段の便利さや確実性を指摘している。たとえば、加害者に対し事実上無過失責任を負わせる自賠責や任意保険制度の整備等が進んでおり、示談交渉によってある程度公正な解決を導くことのできる制度的工夫がされている。そして交通事故の場合、訴訟とは別に、泣き寝入りせずに、より安価な手段で確実な救済が得られるため、訴訟を起こす必要性が低いと結論付けている。また、Samuel/Syverud [1991]は、裁判で最終決着をすることを好まないのは日本特有の現象ではない、米国の民事事件の和解率は9割以上であり、判決まで争うことは極めて例外的で、判決で事件が解決されるのは、民事訴訟制度として失敗であると主張する。

さらに、2006年の民事訴訟制度研究会が実施した裁判利用の問題に関連するアンケート調査の結果によると、「民事裁判は満足できる」との回答は24%で、2000年の調査の19%を上回ったが、依然として、裁判の満足度が低い。また、裁判開始前に、「ためらいを感じていた」との回答は46%で、その理由(複数回答)は、「時間がかかる」が80%、「費用がかかる」が79%と上位を占め、次いで「円満に解決したい」が67%で、「準備が大変そう」が53%であり、依然として訴訟費用の問題点が挙げられている。さらに、2008年の日本弁護士連合会の弁護士業務総合推進センターが行ったアンケート調査では、弁護士費用の高さや弁護士への近寄り難さといった理由から相談することを諦めてしまう人が相談者の4割以上にも及ぶ。

こうした背景には、弁護を依頼する際の着手金だけでも数十万円かかるなど、国民にとって弁護士費用が依然として高額で、敗訴するリスクも考慮すると、気軽には頼みにくい状況がある。このように訴訟費用の中で大きな比重を占める弁護士費用が、報酬規定が撤廃されることで軽減されるのであれば、裁判のための煩わしさなども弁護士に頼めばかなり軽減することができる。したがって、紛争が必ずしも裁判に持ち込まれるとは限らないという現象を説明するカギは、どうも弁護士費用にあるのかもしれない。

上記の一連の裁判利用者のアンケート結果を見る限り、人々の法意識や権利意識が低いからではなく、裁判に持ち込んだ場合の費用や手間を考えて、裁判を利用している可能性が高い。弁護士費用を始めとする訴訟費用と法律扶助制度の創設が、現実の日本の民事訴訟に影響を与えている可能性

がある。特に最近の訴訟件数の増加が著しい簡裁に焦点を当て、弁護士費用と訴訟件数の関係について分析することには意味があるという考えに至ったのである。

## 2. 研究の目的

本研究の当初の目的は、企業関係者(経営者 株主)間の利益分配問題を取り上げ、株主代表訴訟制度(個別株主が会社に代わって、取締役が会社に損害を与えたことに対する責任を追及する法制度)が日本において有効に機能しているかどうか、欧米との比較を通して検討し、実証的に明らかにすることであった。

この20年間、日弁連の謳い文句である、「社会のすみずみまで法の支配が行きわたる社会」を期して法曹人口が大幅に増員された。しかし、訴訟の増加については、経済界の反発が強く、取締役の責任を軽減ないし免除する様々な制度が創設され、2000年以降、株主代表訴訟の提訴件数はここ最近までは漸減している。これは、個々の少数株主にとって、企業経営が効率化するメリットがほとんどないため、どの株主もコストをかけてまで経営者を規律付けしようとしなからずである。誰かがやってくれば、自分はその恩恵に与ることができるというフリー・ライダー問題が生じている可能性を示唆するものであった。

そこで、株主代表訴訟が増加しないことが十分予測できるため、株主代表訴訟を包含した民事訴訟全体を概観することにし、二割司法と呼ばれた日本において、司法制度改革により民事訴訟がなぜ増加するのか、その要因を探ることとした。そこで、依頼人・代理人モデルを扱った医療経済学の先行研究を民事訴訟市場に応用することで、仮説検定を行うことにした。

具体的には、( )司法制度改革による弁護士人口の増加により、民事訴訟の件数は増加しているのか(仮説 1:アクセスコスト低下仮説)、( )弁護士による潜在的な需要を喚起させる誘発需要が実際発生しているかどうか(仮説 2: 誘発需要仮説)、に関する実証研究を行う。そのうえで、日本における民事訴訟の事例を対象とし、弁護士主導で誘発された訴訟に焦点を当てた分析を行うことにした。

もちろん日本における民事訴訟のすべてが弁護士に誘発されたものではない。そこでまず、どのような事例が弁護士により誘発される対象となるのかについて明らかにする必要がある。さらに、誘発された訴訟には2種類の弁護士のタイプ(成功報酬目的、着手金目的)があるので、どちらのタイプが提訴件数により影響を与えているかについて明らかにすることにした。

わが国ではこれまで、株主代表訴訟制度をはじめとする、日本の民事訴訟制度が有

効に機能しているかどうかに関する研究は、理論、実証の両面において十分に研究されているとは言い難い。特に、弁護士主導による過剰な訴訟提起がもつ経済的影響について分析したもので、実際にデータに基づいた実証的裏付けをした研究は、ほとんど実施されていない。依頼主の利益のために訴訟遂行を行うインセンティブを弁護士が十分に持っていないことが証明されれば、少数派株主保護の観点から、株主代表訴訟制度を政策的に活用する必要性が著しく減衰することが予想される。また、国内外を問わず本研究と類似する研究は存在しないため、商法学に対しても大きな影響を与えることになり、この点からも本研究を行う研究の意義は大きいものと考えられる。

## 3. 研究の方法

まず、弁護士の報酬の自由化により、成功報酬割合を高めることが出来るようになったことが、訴訟を起こす要因として大きく関わっている、すなわち、依頼主と弁護士との間で訴訟のリスク・シェアリング(リスク負担)が行われているのかに関する回帰分析を行う。

一般的に成功報酬(contingent fee)は、代理人と依頼主の間で情報の非対称性がある状況下で、効率的な報酬契約であるとHalpern / Turnbull[1983], Posner[1986]等の研究により明らかになりつつある。しかし、成功報酬の割合が高まると代理人のリスク負担が増加するため、訴訟代理を弁護士が引き受けなくなる問題も発生する。つまり、成功報酬の比率を高めること自体が動機としてあるわけではなく、その動機については別途注意して分析を行う必要があるからである。

その際、弁護士の報酬の自由化が利用者の自発的な需要と弁護士による誘発された需要に与える影響を把握するため、弁護士及び依頼主の危険回避度に着目し、訴訟に対するリスクを弁護士がどの程度負い、需要を喚起できているのか、そして誘発需要が発生している場合、弁護士が着手金目的で引き起こしたのものに関する実証研究を行っている。

また、比較的危険回避的であると考えられる従来型弁護士と、危険回避的でない新規の弁護士が存在する状況下で、訴訟を引き起こす誘因に報酬が大きく関わっているのかについても検証している。その上で、法曹拡大政策等の司法制度改革が、弁護士に過度に訴訟を行うようにしたものであったか、再度検証を加える。具体的には、弁護士報酬のアンケート調査の結果と都道府県別の訴訟件数のデータを利用し、「弁護士による潜在的な需要を喚起させる誘発需要が発生しているか(誘発需要仮説)」、あるいはBotero et al[2003]が指摘する「弁護士

偏在化を解消することが、訴訟利用率の増加に繋がったのか(アクセスコスト低下仮説)」を提示し、検証できるように展開する。

弁護士白書によると、株主代表訴訟に限らず、わが国では訴訟件数は全体的に増加傾向にある。昨今の訴訟増加の背景には、98年度からの小額訴訟制度の導入、2004年度から弁護士報酬の自由化といった制度的要因があげられる。たとえば、英国では小額訴訟制度による訴訟費用を低くすることが国民の司法へのアクセスを容易にすることに成功しているという報告がある(World Bank[2002])。

また、弁護士報酬の自由化は、弁護士間の競争を導入するため、訴訟件数増加の拍車をかけたと考えられる。だが、依頼主の利益を考えず、ただ着手金目的で訴訟件数を増やす弁護士が増加したことが訴訟件数が増加した背景にあるのであれば、かえって司法制度改革の弊害が出ている可能性がある。その場合、裁判に関する情報量の格差を利用できる状況下で、依頼者の利益のために訴訟遂行を行うインセンティブを弁護士にいかにか持たせるのかに着目した分析は必要不可欠になる。

なお、これらの研究を実施するにあたり、弁護士を対象としたアンケート調査及び最高裁判所の開示資料収集を行った。上記の分析を通じ、欧米との比較を通して検討し、法曹拡大政策によって日本における民事訴訟制度が有効に機能しているかどうか、実証的に明らかにすることが可能となる。

#### 4. 研究成果

本研究の実施により、以下に示すことを明らかにした。分析結果によれば、これまで弁護士は、潜在的な需要があるのにも関わらず積極的に需要を掘り起こそうとはしなかった。だが、近年の弁護士数の増加により、簡易裁判で扱う訴訟について弁護士が関与するようになり誘発需要を喚起していることがわかった。

これまで弁護士は、簡易裁判では訴訟額が低額ゆえ、潜在的な需要があるのにも関わらず積極的に需要を掘り起こそうとはしなかった。だが、近年の司法制度改革により弁護士だけでなく司法書士が訴訟代理サービス市場に参入できるようになったこと、さらに以前よりも着手金を安くする代わりに、成功報酬率を引き上げるといった形で法的サービスが提供されるようになったことが原因で、誘発需要を喚起していることがわかる(仮説 2:誘発需要仮説は採択)。また、弁護士の増加によってアクセスコストが減少したことで、利用率は増加している結果も得られている(仮説 1: アクセスコスト低下仮説は採択)。

特に、2004年度からの弁護士報酬の自由

化以降、着手金を減らし、さらに弁護士が訴訟リスクを負担してくれる割合が高まれば、訴訟利用者が増加していることがわかった。

一方、地裁では、訴訟件数は増加していない。弁護士の数は2000年以降格段に増加傾向にある中、地裁では1993年は訴訟件数が年間152,268件、2006年は151,694件と概ね一定水準にとどまっているため、弁護士の数を増加させたからといって、法的サービスを有効利用できているわけではない。弁護士報酬の自由化が行われても、地裁では、簡裁のような影響は見られない。

弁護士報酬は平成16年に自由化され弁護士の裁量に任されているため、弁護士の労働インセンティブに報酬が大きく関わっていると考えるのが普通である。訴訟案件に対する分散の値である、地裁の訴訟金額は簡裁に比べ平均約5倍とかなり大きい。弁護士のリスク・プレミアムは増大し、誘発需要を行う弁護士の参加制約を満足しにくくなるという特徴を考慮に入るとすれば、簡裁に比べ地裁においては、弁護士による参加制約が厳しくなるため、弁護士により誘発需要を引き起こしにくい。その結果、地裁の訴訟件数は増加していないと説明をすることができる。

つまり、弁護士報酬規定廃止以降の報酬における出来高が大きくなると弁護士のリスク負担が大きくなるため、弁護士が依頼者から引き受けて訴訟に持ち込むのを控える可能性が高くなることを示唆した結果である。このように、法的サービス市場における弁護士による訴訟の誘発需要が簡裁では見られたが、地裁ではなぜ生じなかったのかについて、リスク回避や報酬についてのインセンティブとの関連で論じることができるといふ、これまで議論されてこなかった、本研究独自の新しい視点を提供することに成功した。

もっとも、日本人は権利と義務を明らかにして対立を明確にすることを嫌っており、自ら積極的に裁判沙汰にさせることを避ける傾向にある。そのため、国民の司法へのアクセスをよくするために弁護士数を増加させても、徒に望まない紛争を顕在化させることになるという見方もできるので、その点は今後の検討課題となる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

三好祐輔, 都築治彦[査読有り]「司法制度改革による民事訴訟誘発需要仮説の実証分析」, 日本経済研究(日本経済研究センター), 69号, pp.24-54, 2013年9月

三好祐輔, 都築治彦[査読有り]「証券市場における損失補てんに関する経済学的評価」九州地区国立大学連携教育系・文系論文集(6), pp.11-31, 2011年10月

〔学会発表〕(計3件)

三好祐輔[招待講演]日本弁護士連合会主催のシンポジウム「生活を破壊しない金利を求めて! ~利息制限法等の上限金利の見直しを考える~」にて、パネリストとして参加し、貸金業者から借入れた人を対象としたアンケートデータを用いて、適正な金利水準のシミュレーション結果を説明するなど、講演した。(2013/06/28), 日本弁護士連合会

三好祐輔, 都築治彦[学会発表][日本応用経済学会]福岡大学主催の春季大会にて、「証券市場における損失補てんに関する経済学的評価」の題で、証券会社の情報は何もしなければ、法人投資家にも個人投資家にも信用されることはないが、法人投資家に損失補てんを行うことによって、その情報がある程度個人投資家に信じさせ、株式投資を呼び込むことができることになると、発表した。(2012/06/10), 福岡大学

三好祐輔[招待講演]佐賀大学にて佐賀県弁護士会主催(共催:国立大学法人佐賀大学)の法曹人口問題のシンポジウム「弁護士急増の功罪」という場で、基調講演及びパネリストとして参加し、どのような事例が弁護士により誘発される対象となるのか、弁護士人口を増加させても、簡裁と異なり、民事地裁訴訟件数は増加していないという実情を踏まえ、司法統計年報及び弁護士アンケートに基づいた実証分析の結果を講演した。(2012/01/26), 佐賀大学

〔図書〕(計1件)

三好祐輔[査読有り]「法と紛争解決の実証分析-法と経済学のアプローチ-」(大阪大学出版会)総388頁, 2013年2月, 科学研究費補助金(研究成果公開促進費)による助成を受けて出版。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:  
発明者:

権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三好 祐輔 (Miyoshi, Yusuke)  
佐賀大学 経済学部・准教授  
研究者番号: 80372598

(2) 研究分担者

( )

研究者番号:

(3) 連携研究者

( )

研究者番号: